

○伊仙町学校給食費の無償措置に関する要綱

令和4年3月3日
教委告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、学校給食費を無償とする措置について必要な事項を定めることにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長と子育て支援を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160条）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (2) 保護者 学校給食法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及び保護者に準ずる者として町長が認める者をいう。
- (3) 対象校 伊仙町立小中学校

(対象者)

第3条 学校給食費の無償措置対象となる保護者は、対象校に通学している小学校1年生から中学校3年生までの保護者とする。

(無料措置の対象となる学校給食費の額)

第4条 無償措置の対象となる学校給食費の額は、別表に定めるとおりとする。

(不正に提供を受けた者に対する措置)

第5条 町長は、偽りその他不正の行為により学校給食の無償提供を受けたことが明らかになった場合は、当該者に対し、学校給食費相当額の全額又は一部を請求することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	無償の給食費の額（日額）
小学校 児童の保護者	270円
中学校 生徒の保護者	290円